

旅館業関係法令が改正されました。

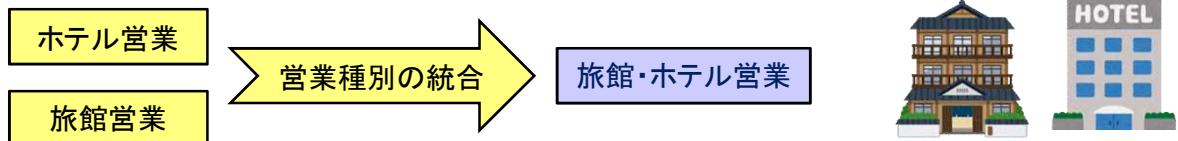
1. 改正の概要

旅館業法が一部改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合され、無許可業者等に対する罰金の引き上げ等が行われました。

また、旅館業の政省令が一部改正され、構造設備についての規制の緩和が行われました。これらの改正を受け、茨城県においても、規制の水準の整合性を図るため、茨城県旅館業法施行条例等を改正しました。

2. 旅館業法の改正（平成30年6月15日施行）

(1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されました。



(2) 無許可業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限が規定され、また、無許可業者等に対する罰金の上限額が引き上げられました。

(3) その他、旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等が追加されました。


3. 旅館業法の政省令改正（平成30年6月15日施行）

(1) 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準（改正後の施行令）

① 1客室の床面積は、7m²（寝台を置く客室にあつては、9m²）以上であること。

② 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合する設備を有すること（※）。

（※）玄関帳場の取扱いについて

項目	施行令・規則	国要領	県条例
旅館・ホテル営業	（施行令） 玄関帳場その他当該者確認を適切に行うための設備 （施行規則） <u>旅館・ホテル営業の施設に係る玄関帳場等に代替する機能を有する設備の基準</u> （1）事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 （2）宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	玄関帳場を設置しない場合 ・ 緊急時に10分程度で職員等が駆けつけることができる体制 ・ ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施	規定なし
簡易宿所営業 下宿営業	規定なし 	<u>玄関帳場を設置することが望ましい。</u> 玄関帳場を設置しない場合 ・ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設置 ・ 緊急時に10分程度で職員等が駆けつけることができる体制	規定なし

③ 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

④ 近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

⑤ 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

⑥ 適切な数の便所を有すること。

茨城県における旅館業の構造設備及び衛生措置の基準

1. 構造設備の基準

平成30年6月15日(一部基準は21日)以降

項目	基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
玄関帳場	玄関帳場その他宿泊しようする者の確認を適切に行うための設備を有すること。	施行令	○		
	【玄関帳場等に代替する機能を有する設備の場合】 ・緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 (緊急時に10分程度で職員等が駆けつけることができる体制) ・宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。 (ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施)	施行規則 (国要領)	○		
善良の風俗保持	旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設(学校等)のおおむね100m以内の場合、その施設から、客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。	施行令	○		
	善良の風俗が害されるような文書、図画、その他の物件を施設に掲示、又は備え付けないこと。	施行令	○	○	○
	善良な風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	施行令	○	○	○
客室	【旅館・ホテル】 1客室の床面積は、7m ² (寝台を置く場合にあつては、9m ²)以上	施行令	○		
	【簡易宿所】 延床面積33m ² (宿泊者の数を10人未満とする場合は、3.3m ² に当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上。ただし、農林漁業体験民宿業施設は緩和措置あり。	施行令 施行規則		○	
寝台	【簡易宿所】 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上	施行令		○	
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	施行令	○	○	○
	直接外気に接する窓又は換気関係設備によって十分な換気を図ること。	条例	○	○	○
浴室	近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	施行令	○	○	○
	共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、適当な広さの脱衣室を設けること。	条例	○	○	○
	浴室、シャワー室及び脱衣室は、外部から見通すことができない構造とすること。	条例	○	○	○
	シャワー及び打たせ湯は、浴槽水を使用する構造でないこと。	条例	○	○	○
	循環ろ過器を設ける場合は、洗浄がしやすいものとし、浴槽水が循環ろ過器へ循環する前の位置に集毛器を設けること。	条例	○	○	○
	回収槽を設ける場合は、洗浄がしやすいものとする。	条例	○	○	○
洗面所	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	施行令	○	○	○
便所	適当な数の便所を有すること。	施行令	○	○	○
	防虫設備及び防臭設備を有すること。	条例	○	○	○
	手洗い設備を有すること。	条例	○	○	○
ガス設備	客室にガス設備のあるときは、客の見やすい個所に元栓の開閉時間及びガス使用方法についての注意書を掲示すること。	条例	○	○	○
	客の安全を図るため、ガスの元栓及びガス管等の管理は十分にするものとする。	条例	○	○	○
その他特例施設(季節的宿泊施設等)における除外規定あり					

2. 衛生措置の基準

項目	基準	根拠	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
寝具	寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。	条例	○	○	○
	寝衣、敷布、布団カバー、枕カバー等の寝具は、客1人ごとに新たに洗濯したものをを用いること。	条例	○	○	○
浴室	入浴施設については、(1)～(11)に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、客室に設置された入浴施設で利用者が浴槽の湯水を取り替えることのできるものについては、(2)、(3)、(6)、(7)及び(9)から(11)までの規定は適用しない。	条例	○	○	○
	(1)入浴施設で使用する湯水は、清潔なものを十分供給すること。	条例	○	○	○
	(2)浴槽水は、レジオネラ属菌が検出されないよう水質を管理すること。 (3)浴槽水は、塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。	条例	○	○	○
	(4)浴槽水は、循環式浴槽以外の浴槽にあつては毎日1回以上、循環式浴槽にあつては1週間に1回以上完全に換水すること。 (5)浴槽水は、シャワー又は打たせ湯に使用しないこと。				
	(6)使用時の浴槽は、浴槽水を満たしておくこと。	条例	○	○	○
	(7)浴槽内は循環式浴槽以外の浴槽にあつては毎日1回以上、循環式浴槽にあつては1週間に1回以上洗浄を行うこと。	条例	○	○	○
	(8)集毛器その他の浴槽に付帯する設備は、適切に維持管理すること。	条例	○	○	○
	(9)【循環式浴槽の場合】 ・循環ろ過器及び浴槽と循環ろ過器との間で浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。 ・回収槽を設ける場合は、定期的に回収槽の内壁の洗浄及び塩素消毒その他適切な消毒を行うこと。 ・浴槽水は、1年に1回以上、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するための検査を行い、検査結果を3年間保管すること。 ・検査の結果レジオネラ属菌が検出されたときは、その旨を保健所に報告すること。 ・循環する浴槽水を浴槽内へ供給するための供給口が浴槽水の水面より上部にある場合、入浴者の誤飲を防ぐため供給口の周辺に飲用に適さない旨の表示をすること。	条例	○	○	○
	(10)入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に身体を洗うことその他入浴者が遵守すべき事項を掲示すること。	条例	○	○	○
	(11)自主的な入浴施設の衛生管理を行うため、入浴施設衛生管理責任者を定めること。	条例	○	○	○
	洗面所	洗面所については、清浄な湯水を十分に供給しなければならない。	条例	○	○
便所	便所については、共用のタオル等を備え付けてはならない。	条例	○	○	○
宿泊者名簿	正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、3年間保存すること。	施行規則	○	○	○
	旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかの場所に備えること。	施行規則	○	○	○
	宿泊者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項を記載すること。	法律	○	○	○
	宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載すること(旅券の写しの保存は国要領で規定)。	施行規則	○	○	○
	年齢、性別、到着月日時、出発月日時、前夜宿泊地及び行先地を記載すること。	県細則	○	○	○
その他	客室、応接室、食堂、調理室、浴室、洗面所、便所、廊下、階段、玄関等は、定期的に清掃し、適宜ねずみ、蚊、はえ等の駆除を図ること。	条例	○	○	○

- ・ 旅館業の営業をしようとする方は、事前に施設を管轄する保健所にお問い合わせください。
- ・ 旅館業の様式ダウンロード・関係法令等は、県生活衛生課のホームページをご覧ください。